宇部市協働のまちづくり条例(逐条解説付)

(前文)

「明るく住みよい地域社会の中で生き生きと豊かに暮らしたい。」 これは、私たち宇部市民共通の願いである。

近年、少子高齢化の進行、市民ニーズの多様化・複雑化、地方分権の進展など社会情勢が大きく変化する中で、私たちは、環境、福祉、教育など暮らしに密接に関わる分野で、さまざまな社会的課題に直面している。

私たちがこれらの課題を克服し、今後も豊かな暮らしを続けていくためには、地域社会において行政が主体的にその中心的役割を担うというこれまでのあり方を見直し、地域社会を構成する多様な主体が、共に地域社会を支えるパートナーであることを認識し合い、適切な役割分担の下、連携し、及び協力してまちづくりを進める協働のまちづくりに取り組む必要がある。

幸い、本市では、かつて石炭産業で得た資源により教育、社会事業を幅広く展開し、市民の力で現在の礎を築いてきたすばらしい歴史があり、その精神を信条に、「産・官・学・民」の連携により公害を克服した「宇部方式」や活発なボランティア・NPO活動、地域コミュニティ活動などに取り組んできたところである。

そこで、先人たちが培ってきたこれまでの自治の精神を受け継ぎ、「自分たちのまちは自分たちで築く。」を合言葉に、協働のまちづくりを継続的かつ積極的に推進し、市民一人ひとりが生き生きと暮らせる活力ある地域社会の実現を目指すため、この条例を制定する。

【解説】近年、少子高齢化、市民ニーズの多様化・複雑化など、社会情勢が大きく変化してきており、従来のように公共サービス全般を行政が担うことが難しくなってきています。

また、地方がそれぞれの特色を活かしたまちづくりが進められるよう、これまでの中央集権 体制から地方分権社会への転換が進められ、各自治体が自らの責任のもとに行財政運営を行い、 課題解決を図っていかなければならない状況にあります。

本市では、石炭産業で得た資源を基に、「民・官・産」の連携により、学校や病院事業など、 多くの社会事業を生み出すなど、自治の風土を培ってきた歴史があります。そのことが、その 後の「産・官・学・民」の連携による公害の克服や緑化運動などの環境の取り組みに受け継が れ、今日の様々な分野における多様な市民活動の展開につながってきたところです。

この自治の精神を受け継ぎ、今後も、地域社会を担う多様な主体として市民はもとより、市民活動団体、地域コミュニティ、事業者、高等教育機関及び市による適切な役割分担のもとに協働してまちづくりを進め、市民一人ひとりが生き生きと暮らせる活力ある地域社会の実現を目指すため、本条例を制定することを前文に規定したものです。

(目的)

第1条 この条例は、本市における協働のまちづくりを推進するための基本理念及び基本的事項を定め、市民、市民活動団体、地域コミュニティ、事業者、高等教育機関(大学、大学院、短期大学、高等専門学校その他の高等教育機関をいう。以下同じ)及び市がそれぞれの役割を担いながら、共に協働してまちづくりに取り組むことにより、豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】協働のまちづくりを推進するための基本理念及び基本的事項を定め、地域社会を担う多様な主体として市民はもとより、市民活動団体、地域コミュニティ、事業者、高等教育機関及び市が、それぞれの適切な役割分担のもとに協働してまちづくりに取り組むことによって、豊かで活力ある地域社会の実現を目指すことを本条例の目的として規定したものです。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ れ当該各号に定めるところによる。
- (1)協働 地域社会を担う多様な主体が、共通の社会的な目的を達成するため、それぞれの役割を理解し、相互に補完し、連携し、及び協力することをいう。
- 【解説】地域には様々な課題があり、地域社会の担い手が単独で解決することが困難な場合や、単独で解決を目指すよりも連携・協力して進めた方がよりよい効果が得られる場合があります。

協働とは、複数の主体が連携、協力した方がより効果的に目標を達成できると見込まれる事業を相互に提案し、一緒に取り組むことです。

協働する際には、お互いに相手を理解することに努め、その上で培われた信頼関係のもと、それぞれの役割を担いながら、共通の目標を達成することが大切です。

- (2)まちづくり 生活の場又は活動の場を快適かつ魅力ある環境に整備する諸活動をいう。
- 【解説】まちづくりとは、地域社会と関わりのある様々な構成員を中心として、地域をより暮らしやすい環境にしていこうと取り組む社会的活動といえます。
- (3)市民 本市に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- 【解説】本条例における市民は、本市に居住する者(住民票の有無を問わず)本市に通勤・通学する者と定義したものです。

- (4)市民活動 営利を目的としない市民の自主的、主体的な社会参加活動で、不特定多数の人々の利益の増進及び地域社会の発展に寄与することを目的とするものをいう。ただし、宗教的若しくは政治的な活動又は選挙活動(特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動をいう。)を除く。
- 【解説】市民活動とは、市民により自主的、自発的に取り組まれる社会参加活動をいいます。ただし、営利活動や、宗教の教義、政治上の主義を広めることを目的とする活動市民活動に含まないことを規定しています。
- (5)市民活動団体 市民活動を組織的かつ継続的に行うことを目的 とする団体をいう。
- (6)地域コミュニティ 地域の暮らしをより良いものにしようと取り組む地域住民一人ひとりの集合体をいう。
- 【解説】地域では、自治会や老人クラブ、子ども会などの諸団体による地域活動や個人によるボランティア活動などが活発に行われています。いずれの活動も、その地域に住む個人やみんなの暮らしをより良いものにしようという目的のもとに行われています。本条例は、そのような活動に関わる団体や個人の集まりを地域コミュニティと定義したものです。
- (7)事業者 本市において営利を目的とする事業を行う個人又は法 人をいう。
- 【解説】本条例における事業者とは、大企業、中小企業、個人商店などの営利 を目的に事業を行うものすべてと定義したものです。

(基本理念)

- 第3条 市民、市民活動団体、地域コミュニティ、事業者及び高等教育機関(以下「市民等」という。)並びに市は、相互に支え合う地域社会の実現のため、それぞれの役割を理解し、協働のまちづくりの推進に努めるものとする。
- 【解説】協働のまちづくりとは、これまでの主に行政に委ねられてきた公共のあり方を見直し、地域社会を構成する多様な主体(市民、市民活動団体、地域コミュニティ、事業者、高等教育機関、市)が、共に公共を支える担い手として役割を理解し、各主体が持つ資源や特性を持ち寄り、連携、協力しながら、まちづくりを担っていこうとするものです。市だけでなく、他の主体も加わって適切に役割分担を行いながらまちづくりを進めることは、市民の満足度を高め、市民サービスの向上につながるものと考えます。

(市民の役割)

- 第4条 市民は、地域社会の一員であることを自覚し、自らが暮らす 地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、自発的にまちづ くりに参加するよう努めるものとする。
- 【解説】市民一人ひとりが、自ら暮らす地域をどのようにすれば住み良いものになるかを考えてまちづくりに参加することは、誰もが生き生きと暮らせる市民の思いが活かされたまちづくりにつながります。
 - 2 市民は、市民活動が果たす社会的意義について理解を深め、自発 的な市民活動への参加及び協力に努めるものとする。
- 【解説】NPO・ボランティア活動などの市民活動は、市民ニーズへの対応や地域の課題解決を図る社会的役割を担う公益的な活動であり、まちづくりの原動力となるものです。また、市民が市民活動を通じて自らの知恵や労力を提供することで、市民活動は市民にとって生きがいや自己実現の場となります。そのことを市民一人ひとりが理解したうえで、市民活動に参加し、協力するよう努めることが求められます。

(市民活動団体の役割)

- 第5条 市民活動団体は、自らの活動が果たす社会的意義を自覚し、 自己の責任の下、協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めるも のとする。
- 【解説】市民活動は、不特定多数の人々の利益や地域社会の維持発展に寄与する公益的な活動といえます。市民活動団体は、自ら取り組む活動が果たす社会的意義を自覚し、自己の責任を自覚し、他の主体と連携・協力しながら、協働のまちづくりを推進する立場で活動するよう努めることが求められます。
 - 2 市民活動団体は、広く市民に対して、その活動が理解されるよう 努めるとともに、自己実現の場及び社会参加の機会を提供するよう 努めるものとする。
- 【解説】市民活動団体がその活動を継続していくためには、自らの活動が広く市民に理解され、受け入れられるよう努める必要があります。また、市民活動団体は、市民活動に参加して地域社会に貢献したいと望む市民に対して、市民活動の場を提供することにより、自己実現の場(生きがい)や社会参加の機会を提供するよう努めることが求められます。

(地域コミュニティの役割)

第6条 地域コミュニティは、地域の特性を活かし、協働のまちづく りの推進に寄与するよう努めるものとする。

【解説】各地域には、それぞれ受け継がれてきた歴史や伝統、住民性など地域固有の特性があります。地域コミュニティは、地域に密着した活動を展開するうえで、その地域固有の特性を最大限に活かしつつ、他の主体と連携・協力しながら、協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めることが求められます。

2 地域コミュニティは、地域における住民間の親睦及び融和並びに 住民による自治の充実に向けた基盤的な役割を果たすよう努める ものとする。

【解説】住み良い地域社会を築いていくには、住民同士が親睦を深めながら、地域の身近なことは地域で考えて解決することを基本とした住民自治のまちづくりを進める必要があります。地域コミュニティは、その基盤的な役割を果たすよう努めることが求められます。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、地域社会の一員として、協働のまちづくりに関する理解を深め、自発的にその推進に寄与するよう努めるものとする。

【解説】事業者は、物資やサービスの供給、雇用創出などの経済活動を通じて地域社会と関わりを持っています。近年、事業者においても経済活動のみに行動原理を置くのではなく、地域社会の一員として、地域づくりに関わっていこうという地域貢献性が求められるようになってきました。そのような背景から、事業者は地域社会を担う他の主体とともに協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めることが求められます。

2 事業者は、市民活動が果たす社会的意義について理解を深め、自 発的な市民活動への協力に努めるものとする。

【解説】事業者は、市民活動が不特定多数の人々の利益や地域社会の維持発展に寄与する公益的な活動であることを理解したうえで、事業者が保有する様々な社会資源を活用して市民活動を支援するなど、自発的に市民活動への協力に努めることが求められます。

(高等教育機関の役割)

- 第8条 高等教育機関は、その公的な機関としての役割を認識するとともに、その保有する社会的、学術的資源を活かし、協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。
- 【解説】本市には、山口大学医学部・工学部、宇部フロンティア大学、宇部工業高等専門学校などの高等教育機関があり、これらは、専門的で多分野に及ぶ社会的、学術的資源を有する教育・研究機関として公的な役割を担っています。高等教育機関はその役割を認識したうえで、自ら保有する資源を活用しながら、協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めることが求められます。
- 2 高等教育機関は、その所属する学生等に対し、地域社会に対する 理解及び市民活動への積極的な参加を促すよう努めるものとする。
 - 【解説】高等教育機関には、多くの学生が在籍しています。その学生達は、近い将来、社会人として地域社会を担う立場となることから、高等教育機関には、学生たちに対して地域社会に関心を持たせ、市民活動への積極的な参加を促すよう努めることが求められます。

(市の役割)

- 第9条 市は、協働のまちづくりの推進に資する施策を実施するもの とする。
- 【解説】市として、協働のまちづくりの推進に有効な施策を今後、積極的に実施していくことを規定したものです。
- 2 市は、職員に対し、協働のまちづくりに関する啓発、研修等を実施し、職員一人ひとりの意識改革を図るものとする。
- 【解説】協働のまちづくりを推進するためには、まず、市の職員一人ひとりが協働のまちづくりの意義を十分に理解し、協働を実践できる知識や能力を身につけておくことが前提として重要となります。そのことにより、市民等からの協働に関する提案に適切に対処できたり、率先してボランティア活動や地域活動に参加する積極性を持つことにつながります。そういう観点から、市は職員に対する協働のまちづくりに関する啓発や研修等を実施し、職員の意識改革を図ることを規定したものです。

(市の施策)

- 第10条 市は、市民等との協働を推進するため、次に掲げる施策を 実施するものとする。
- (1)協働の機会を促進するための仕組みの構築に関すること。
- 【解説】協働のまちづくりを推進するため、各主体が協働事業を提案できる仕組みなど、協働の機会促進を図るための仕組みづくりに市が取り組むことを規定したものです。
- (2)市が実施する施策事業の協働による推進に関すること。
- 【解説】市が実施する施策事業について、市民活動団体等との協働事業化を検討するなど、 協働事業の推進に向けた施策の実施に取り組むことを規定したものです。

(環境整備)

- 第11条 市民等及び市は、協働のまちづくりの推進に向けた環境の整備を図るため、連携し、及び協力して次に掲げる施策に取り組む ものとする。
- (1)中間支援拠点(協働の推進、市民活動の支援等の機能を担う拠点施設をいう。)の充実及び機能強化
- 【解説】中間支援拠点とは、市民活動団体に対する活動の場の提供、情報提供、相談業務、人材育成、ネットワークづくりなどの市民活動の支援や協働の推進のための機能を担う拠点施設のことで、本市には、宇部市民活動センター、宇部ボランティアセンター等があります。今後は、市民活動団体と市、事業者、高等教育機関などによる協働の取り組み促進のため、中間支援拠点の窓口機能やコーディネート機能の充実及び機能強化に向けて、市民等及び市が協力して取り組むことを規定したものです。
 - (2)中間支援組織(協働又は市民活動に関する調整等の役割を担う ことを目的とする組織をいう。)の育成及び充実
- 【解説】中間支援組織は、市民活動団体間の仲介や調整、連携づくりなど、市民活動支援や調整等を主な目的する組織のことで、宇部市民活動センターを運営するNPO法人もそのひとつです。協働のまちづくりを推進するためには、協働のコーディネートや人材育成など、特定の分野にすぐれた機能をもった中間支援組織が数多く存在していることが望ましい状況であり、協働のまちづくりを推進するうえで大きな原動力ともなります。そのような観点から、中間支援組織の育成及び充実に向けて、市民等及び市が協力して取り組むことを規定したものです。

(3)協働を推進するための人材育成制度及び人材活用制度の整備

【解説】協働の取り組みを促進するには、中立的な立場で、相互の調整を行ったり、協働に関する専門的なアドバイスを行ったりする協働コーディネーターやアドバイザー等の人材を育成する制度が求められます。また、市民の中には、多種多様な知識や経験、技術を待った人々がいます。その能力を協働のまちづくりに活かせるような人材活用制度も必要です。それらの制度を市民等及び市が協力して整備することを規定したものです。

(情報の共有)

第12条 市民等及び市は、各自が保有する協働のまちづくりに関する情報を相互に提供することにより、当該情報の共有に努めるものとする。この場合において、市民等及び市は、個人情報の保護に配慮するものとする。

【解説】地域がどのような状況でどのような課題があるのか、また、その課題に対してどのような活動や施策が行われようとしているのかなど、まちづくりに関する様々な情報を発信し、その情報を誰もが必要な時に容易に入手できるよう、市民等及び市は、自ら保有するまちづくりに関する情報を会報誌やインターネットなどの様々な広報媒体を活用して、わかりやすく提供する必要があります。そうした市民等及び市が情報の共有に努めることにより、地域社会への関心が高まるとともに、市民活動への理解促進や市民参加、協働の機会の拡大など、協働のまちづくりの推進につながります。

(審議会の設置)

第13条 協働のまちづくりの推進に関する事項を調査審議するため、宇部市協働のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を 設置する。

【解説】協働のまちづくりの推進について、市民等の立場からの意見を反映するため、市の 附属機関として「宇部市協働のまちづくり審議会」を設置し、本条例の効果的な運用や、 協働のまちづくり推進施策等について諮問、検討等の役割を担っていただくものです。

(組織)

- 第14条 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- (1)市民
- (2)市民活動団体関係者
- (3)地域コミュニティ関係者
- (4)事業者

- (5)学識経験者
- (6)その他市長が必要と認める者

【解説】審議会の委員は、地域社会を構成する各主体により協働のまちづくりを進めるという本条例の基本理念を踏まえ、各主体の関係者や学識経験者等により構成することを規定したものです。

- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再任されることができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要 な事項は、市規則で定める。

【解説】本条例に定めるもの以外で条例の施行について必要な事項は、市規則で定めることを規定したものです。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。